

「人間ドック・脳ドック」の費用を一部助成

問国保年金課

●国民健康保険について

☎（93）4083

●後期高齢者医療制度について

☎（93）4085

国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者の疾病の早期発見や早期治療による健康増進を図るため、人間ドックと脳ドック検査費用を助成します。
なお、助成を受けた人は、検査結果を提出いただき、今後の保健指導などに活用させていただきます。

- 対象 次の条件を全て満たす人
- ▶国民健康保険の加入者
- 申請時に市内に住所を有し、市国民健康保険に1年以上継続して加入している

○受検日時時点で40歳以上

○市税などを滞納していない世帯に属している
- ▶後期高齢者医療制度の加入者
- 申請時に市内に住所を有し、県後期高齢者医療制度に1年以上継続して加入している（国民健康保険の加入期間と通算します。）

○市税などを滞納していない世帯に属している
- ※健診項目が重複するため、人間ドックの助成を受ける人は、助成年度の特定健康診査または後期高齢者健康診査の受診はできません。人間ドックの助成か健康診査のどちらか一方になります。
- ※脳ドックは2か年度連続して助成を受けることはできません。
- 助成金額 人間ドック 検査費用の2分の1（限度額2万円）
脳ドック 検査費用の2分の1（限度額2万円）
- ※市の予算の範囲内での助成
- その他
- 医療機関への予約は、個人で行ってください。

○検査料や検査項目などは、医療機関によって異なりますので、直接問い合わせてください。

○検査日の変更やキャンセルをする場合は、必ず国保年金課に連絡してください。

○プレミアムドックなどの特別な検診は、国保年金課に問い合わせてください。

■契約医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	人間ドック	脳ドック
日吉台病院	富里市日吉台1-6-2	☎（92）00001	○	—
成田富里徳洲会病院	富里市日吉台1-1-1	☎（85）5313	○	○
高根病院	芝山町岩山2308	☎0479（77）1133	○	○
成田赤十字病院	成田市飯田町90-1	☎（22）2311	○	○（※）
聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台2-36-2	☎043（486）0006	○	○
亀田総合病院附属幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3	☎043（296）2321	○	○

※成田赤十字病院は、脳ドックだけの受検はできません。



手続きの流れ

- ①医療機関で人間ドックなどの予約をします。
- ②予約後、国保年金課で申請の手続きをしてください。
- ▶申請時の持ち物…保険証、印鑑
- ※申請書は国保年金課窓口へ備え付けてあるほか、市公式ホームページからダウンロードできます。
- ③後日、市から「承認書」を送付しますので、承認書・保険証などを持参し受検します。
- ④契約医療機関の場合は、助成額を差し引いた費用を医療機関に支払います。
- 契約医療機関以外の場合は、費用の全額を支払い、後日、次のものを持参して、国保年金課の窓口で助成金の請求手続きをしてください。
- ※被保険者証は使わないでください。
- ▶助成金請求時の持ち物…保険証、印鑑、承認書、領収証、受検者名義の金融機関の口座番号がわかるもの
- 人間ドックを受診する人は、次の書類も持参してください。
- ⇒検査結果の写し、質問票、助成金請求書

国民年金の学生納付特例制度

問●国保年金課

☎（93）4085

●幕張年金事務所

☎043（212）8621

国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、保険料を納めることが義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料が猶予される、学生納付特例制度が設けられています。
保険料の納付が困難な学生は、忘れずに申請してください。

- 申請に必要なもの
- 年金手帳、平成31年度有効の学生証（コピー可）または在学証明書、認印
- ※失業を理由とする場合は、雇用保険被保険者離職証票の写しなどの失業を確認できる書類が必要となります。
- 承認期間
- 4月～翌年3月（承認期間ごとに申請が必要です。）
- ※昨年度に学生納付特例が承認された人で、今年度も同じ学校に在学する人には、日本年金機構から「学生納付特例申請書（はがき）」が送付されます。必要事項を記入の上、返送することによって学生納付特例の申請ができます。
- ※過去の年度の申請は、申請時点の2年1か月前の月分まで申請できます。
- 追納
- 承認期間の保険料は、10年以内であれば、後で納めること（追納）ができます。ただし、3年度目以降に追納すると当時の保険料に加算がつきます。学生納付特例の承認を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための10年の受給資格期間に算入されますが、追納しない場合、年金額には反映されません。

全国健康保険協会（協会けんぽ） 千葉県支部からのお知らせ

問協会けんぽ千葉支部

●保険料率について

☎043（308）0522

●特定健診について

☎043（308）0525

- 協会けんぽは、主に中小企業に勤務している人とその家族が加入する健康保険です。
- 平成31年度保険料率 平成31年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率は、3月分（4月納付分）以降、現状の9.89%から9.81%に引き下げとなります。一方、介護保険料率（全国一律）は、現状の1.57%から1.73%に引き上げとなります。
- 加入者の家族へ特定健診のお知らせ 加入者の家族（40～74歳の被扶養者）を対象に特定健診を実施しています。健診費用の一部を協会けんぽが補助しますので、年に1度は必ず健診を受診しましょう。なお、健診受診に必要な受診券は、4月上旬に送付します。

国民健康保険（国保）の届出について

問国保年金課

☎（93）4083

- 国保に加入するとき、脱退するときは届出が必要になります。届出が遅れた場合、保険給付が受けられないことがあります。
- ※国保税は資格取得日までさかのぼって課税されますので、届出は14日以内に行ってください。
- ※就職や扶養認定により社会保険に加入したときは国保を脱退する手続きをしてください。